

# 公益目的支出計画に基づく実施事業

## 公益目的支援事業

### 令和3年度 募集要項

#### 1、社会資本整備に関わる広報活動支援

- 1) 社会資本整備・利用等に関する広報活動等支援事業

#### 2、地域活性化等支援

- 1) 河川・道路に関する活動を通じた地域活性化活動支援事業
- 2) 環境(体験)学習による人材育成活動等支援事業
- 3) 河川、道路等の社会資本の愛護活動支援事業
- 4) 地域資源の活用による活性化支援事業(九州風景街道)

#### 3、防災活動等支援

- 1) 地域防災活動等支援事業

# 【 令和3年度 公益目的支援事業 募集要項 】

## 1、[趣旨]

九州の各地域において、社会資本の整備・利用に関する広報・啓発などの活動や河川・道路等の愛護活動、環境学習による人材育成、地域活性化及び防災活動等について、ボランティアの精神で取り組む団体等を支援するものであります。

## 2、[活動内容等]

各活動内容等については、令和元年度に支援を行いました事業の事例を、当協会HPトップメニューの公益事業に掲載していますので参考にして選択して下さい。

### 1) 社会資本整備に関する広報活動支援

#### ①社会資本整備・利用等に関する広報活動等支援事業

地域にとって重要な河川や道路等の社会資本の整備や利用等に関するイベントやフォーラム等を開催し、啓蒙・啓発などの広報を行う活動への支援を行います。

### 2) 地域活性化等支援

#### ①河川・道路に関する活動を通じた地域活性化活動支援事業

重要な河川や道路を舞台に、または活用して行う地域おこし等の活動への支援を行います。

#### ②環境(体験)学習による人材育成活動等支援事業

重要な河川や道路を教材に、小中学生等を対象とした環境学習や地域の環境保全活動への支援を行います。

#### ③河川・道路等の愛護活動支援事業

重要な河川や道路等で年間を通じて美化、清掃等のボランティア活動への支援を行います。

#### ④地域資源の活用による活性化支援事業

九州風景街道の各ルートが企画する年間活動計画に基づく申請への支援を行います。

### 3) 防災活動等支援

#### ①地域防災活動等支援事業

主として市民団体等が行う地震や河川水害時等のボランティア活動及び防災・減災活動への支援を行います。

※重要な河川や道路とは、河川は一級河川、道路は一般国道を想定しています。

※支援を希望される事業を1つ選択して下さい(※複数選択は不可。)

## 3、[応募対象]

①九州各県において、ボランティアによる地域づくり等に取り組む意欲的な団体等であり、上記2、[活動内容等]の各活動支援 1)～ 3)における実績を有することが必要です。

②活動している区域を管理している管理者又は当該市町村の長より、当該活動内容について証明が得られることを原則とします。(※10、[申請書類]様式-3を参照願います。)

③地域を活性化するボランティア団体としての活動目的を持ち、公益の観点にたつて積極的に社会貢献活動に取り組む団体を支援します。

④5年以上継続した支援実績のある活動については、活動内容を審査のうえ、引き続き支援内容を検討します。

※河川協力団体や道路協力団体に指定された団体につきましては、応募内容によっては、支援対象外となる部分がありますので事前にご相談下さい。(※7、[支援対象外]を参照願います。)

#### 4、[応募者数]

応募数は、1団体あたり1件とします。(応募団体等の代表者や運営形態等から実質同一組織と見なされる場合は、複数の応募があっても1団体1件の応募扱いとします。)

#### 5、[支援対象期間]

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

※領収書や振込等の請求に必要な書類等の送付期限は令和4年2月25日(金)までとします。

#### 6、[支援額]

①支援額は、全体事業費の1/2以下とし、上限額30万円以内を原則とします。

※ただし、事務局経費(光熱費等)を除きます。

②上記2の各活動支援 1)～ 3)への応募が多数の場合は、上記①の支援額の上限が変わる場合があります。

③支援額で、2- 2)－③ 河川・道路等の愛護活動支援事業 については、上限額20万円以内を原則とします。

④支援金の使途は、事業に直接必要な経費とします。

よって、謝金、人件費、飲食費(弁当代、会議などの食事代、懇親会費)並びにパソコン、カメラ等の通常使用する機器の新規購入費、景品の購入、物品の損料は、原則として含みません。

ただし、ボランティア活動等における熱中症予防対策としての飲料類は計上できるものとします。

⑤ 2- 2)－④ 地域資源の活用による活性化支援事業(九州風景街道) については、地域資源を活かす活動趣旨に基づいて年間活動計画内容を検討し、支援します。

⑥支援額の請求書は、決定通知書到着後から令和4年2月25日(金)必着とします。

#### 7、[支援対象外]

①NPO等の市民団体のボランティア活動で特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とするもの。

②応募団体の自らの収益活動を企画又は運営する為のもの。

#### 8、[応募期間]

令和2年11月2日(月)～令和2年12月21日(月) 17時(厳守)

## 9、[申請方法]

申請方法は、原則、Eメールによる申請受付のみとします。

(※原則、郵送及びFAXによる申請受付は不可とします。)

※【ご注意】:申請時のEメール送信の際、当方からの『申請完了』返信メールの受信完了により『申請完了』と判断しますので、くれぐれもご注意くださいようお願い申し上げます。

※【申請受付Eメールアドレス】: [shien@qscpua.or.jp](mailto:shien@qscpua.or.jp)

## 10、[申請書類]

支援事業の申請書類は以下のとおりであり、その際の各様式は、当協会ホームページよりダウンロードして下さい。(※様式-1~3及び事業箇所位置図は必須提出です。)

なお、各様式については、随時変更することもあるので必ず確認して下さい。

申請書類	申請書類の内容等	提出形式	備考
様式-1	令和3年度 公益目的支援事業 申請書	エクセル (※注1)	必須提出
様式-2	事業概要		
様式-3	活動内容証明書 (印あり)	PDF 又は JPG (※注2)	
その他の資料	事業箇所位置図		
	【継続申請のみ】前年度までの成果		
	【策定済時のみ】実施者(団体)の規約、機構図 活動説明資料等(新聞記事、パンフ等を含む)		
			任意提出

※注1: 様式-1, 2のエクセル形式はロックされており、行数変更等は出来ません。

※注2: JPG形式については、デジカメやスマートフォンによる撮影データも可とします。

## 11、[事業完了後手続]

助成対象活動の完了後速やかに、通知書に記載されている活動分類 I・II に該当する関係書類を提出して下さい。(※送付の際、封書表紙に「公益目的支援事業完了報告書」と朱書きして下さい。)

※なお、完了報告書の不備や提出期限を越えた場合は、次年度以降の申請をお断りするとともに、極端に悪質な場合は、支援金の支払いを中止する場合もあるので、くれぐれもご注意願います。

【活動分類 I】(通知額が5万円を超える申請)

①様式-4 : 請求書

請求書提出の際、全体事業費の精算とそのうち公益事業支援項目が分かる資料(様式-3-1)とともに領収書等のコピーも提出して下さい。

②様式-5 : 活動成果報告書(CD-R)

当会公益事業の記録集に掲載するので、実施した事業の内容がわかる資料(様式-4)、パンフレット(任意提出)、配布資料、新聞記事等(掲載のみ)及び事業実施がわかる写真等を提出して下さい。

③様式-7 : 領収書

請求書等の提出後、書類審査を行い、問題等がなければ指定の口座に支援金を支払います。入金確認後、様式-7(領収書)に必要事項を記入のうえ返送願います。

## 【活動分類Ⅱ】(通知額が5万円未満の申請)

### ①様式-6 : 請求・報告書

様式に金額を記載し、申請活動の活動状況のわかる写真を申請行事ごとに添付して下さい。  
また、併せて領収書等のコピーを転出してください。

### ②様式-7 : 領収書

請求書等の提出後ら、書類審査を行い、問題がなければ指定の口座に支援金を支払います。  
入金確認後、様式-7(領収書)に必要な事項を記入のうえ返送願います。

※なお、上記様式等については、(一社)九州地域づくり協会のホームページに掲載します。

## 12、[選定方法]

- ①申請者に対しては、必要に応じてヒアリングを行います。
- ②事業の選定に当たっては、公益目的事業運営会議及び理事会において審議し、実施事業を選定するものとします。
- ③選定結果は、4月上旬に応募者宛てに書面にて通知致します。
- ④選定結果の選定内容に関する問合せについては応じかねます。

## 13、[留意事項等]

- ①支援事業は応募書にもとづき、誠実に事業実施者が行うものとします。
- ②事業実施にあたり事業実施者は、広報用の掲示物、配布物等には当会の助成事業である旨を明記して下さい。
- ③報告頂いた事業の実施状況や成果報告書については、当協会の広報誌やホームページ等において活用する予定です。このため、掲載頂く人物写真等の個人情報については、必ず貴責任により、事前の使用承諾を取って下さい。

※助成事業に採択された場合は、助成金の執行状況について、現地において帳簿等を確認させて頂くことがあります。

## 14、[問合せ先]

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目5番19号  
(一社)九州地域づくり協会 企画部 企画課

(シュウトク リオ)

秀徳 典穂 [E-mail: shuutoku@qscpua.or.jp]

松井 健之 [E-mail: matsui@qscpua.or.jp]

電話:(代表)092-481-3781、(直通)092-476-5680

FAX:092-481-3785